「小野湖の水を守る会」会則

（名称）
第１条　この会は「小野湖の水を守る会」（以下「当会」）という。

（目的・方針）
第２条　「当会」は、水道水源である小野湖の水を汚染する恐れのある施設の設置を阻止し、宇部市及び山陽小野田市市民の健康を守ると共に、水源地としての良好な環境が維持できるよう水源地地域住民と連携し、共存同栄の体制を構築、実践することを目的とする。
　２　「当会」は、政党的及び宗教的活動を、行わない。

（活動）
第３条　「当会」は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。
　１．水道水源地域住民と連携し、水源を守るための活動
　２．水や水道水源に関する市民の関心を高める活動
　３．新たに水道水源を汚染する恐れのある施設の設置を認めない「水道水源保護条例」の制定を働きかける
　４．　ニュースの発行、アンケート、署名運動など必要な広報活動を行う。
　５．　その他目的達成に必要な活動を行う。

（会員、入会、会費、寄付）
第４条　「当会」は、第２条の目的に賛同し、別に定める「入会申込書」にて入会し、入会金を納入した個人及び団体にて構成する。
　（１）正会員　；１，０００円
　（２）団体会員；５，０００円／口
　（３）賛同会員；寄付
　２　代表は、総会の議決を得て、年会費等を徴収することが出来る。

（所在）
第５条　「当会」は、事務所を
　宇部市新天町１丁目２－３６　宇部市民活動センター青空　に置く。
　ＴＥＬ；０８３６－３６－９５５５　ＦＡＸ；０８３６－３９－２２７２
　メールアドレス；mail@ubenet.com
　私書箱　８５

（世話人）
第６条　「当会」に次の世話人を置く
共同代表２人まで
事務局長１人
組織部１人
調査部１人
地域対策部１人
安全対策部１人
会　計　　１人
会計監査２人

（組織、担当）
第７条　「当会」は、事務局、組織部、調査部、地域対策部、安全対策部にて構成する

（総会）
第８条　「当会」の総会は、定期総会と臨時総会の２種とする。
２　総会は、正会員をもって構成する
３　定期総会は、４月に開催する。
４　総会は、以下の事項につき議決する
①会則の変更。
②活動計画及び予算
③活動報告及び決算
④世話人の選任及び解任
⑤その他
５　議事は、出席者の過半数をもって議決する。
可否同数のときは、議長の決するところによる。

（世話人会）
第９条　世話人会は、世話人をもって構成する。
２　世話人会は、、次の事項を審議、必要により議決する。
①総会に付議すべき事項の議決
②総会にて議決した事項の執行に関すること。
③総会で議決の必要のない会務の執行に関すること。
３　世話人会は、代表が必要と認めたとき開催する、
４　議決は、第８条　５の規定に準じる。

（定例会）

第 10 条　定例会は、代表、世話人、及び代表及び世話人が指名した人をもって構成するが、参加を希望する者は、参加できる。

２　定例会は、毎月第２，４火曜日に開催する。

２　定例会は次の事項を行う。

①目的を達成するための計画の策定。

②計画の実施

③実施状況確認

④有効性の評価

⑤目的を達成するための新たな計画の策定

（会計年度、決算、監査）

第 11 条　「当会」の会計は、毎年４月１日から翌年の３月３１日までとする。

２　「当会」の予算以外の緊急支出については、世話人会の承認を得て支出し、総会にて事後承認を得る。

３　会計監査は、総会に報告する会計報告書を監査する。

（資産の管理））

第 12 条　「当会」の収入、支出及び資産を明らかにするため、帳簿を作成する。

２　会員より帳簿の閲覧を請求された場合、代表は開示しなければならない。

（文書、情報の管理）

第 13 条　「当会」の活動にて、知り得た情報、文書、記録の外部への開示、公開は、世話人会の承認を得て行う。

１．制定　　平成　２１年　１０月　１３日　　共同代表　橋本嘉美　　杉　　直人

２．改定　　平成　２３年　５月　８日　　共同代表　橋本嘉美　矢富敏肆